

令和 5 年度第 4 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 5 年 5 月 23 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2412〕

① 件 名
低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 先般成立した国の令和 5 年度当初予算において、出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業と一体的に実施する事業として、経済的な負担を理由に妊娠の診断を受けるための産科受診を控えることがないよう、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援が盛り込まれた。</p> <p>【目的】 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 12 月 令和 5 年度当初予算案について閣議決定 令和 5 年 3 月 令和 5 年度当初予算成立（国） 5 月 6 月補正予算裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 対象者 本市に住居登録のある市民税非課税世帯又はこれと同等の所得水準と認められる者で、次の要件を満たす者 (1) 妊娠中であること。（妊娠との診断を受けた者。） (2) 世帯の課税状況の確認に同意すること。 (3) 医療機関等の関係機関との情報共有に同意すること。</p> <p>2 助成額 妊婦一人当たり 10 千円を上限とする。</p> <p>3 助成方法 必要書類を添付した申請書を受付し、償還払いにより助成を行う。</p> <p>4 その他 (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に、初回産科受診したものに限り。 (2) 伴走型相談支援事業における妊娠届出時の面談等を実施する。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 経済的負担の軽減を図り、加えて継続的に状況を把握し、早期支援に繋げることにより、安心して出産や子育てができる環境の充実が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 2, 200千円（助成費用 10千円×220人＝2, 200千円）</p> <p>（財源） 母子保健衛生費国庫補助金（1／2）、一般財源</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業を実施している自治体において、同様の事業を実施する。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和5年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案 石巻市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業実施要綱の制定 （告示の日から施行予定）※令和5年4月1日遡及適用 事業開始（市ホームページ等での周知、申請受付）</p>
<p>⑨ その他</p>